

国立大学法人東京医科歯科大学統合教育機構規則

（平成28年3月28日）
規則第64号

（総則）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合教育機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、教育に関する大学理念実現のためのガバナンスの強化及びカリキュラムの質管理の強化を通じて、入学者選抜、教養教育、学部教育、大学院教育及び生涯教育までの一貫した全学的な教育方針並びにポリシーに忠実に準拠したカリキュラムの策定を支援し、継続的質改善と長期的な教員の教育能力開発を行うことにより、国際水準を超える教育を展開することを目的として設置する。

（部門等）

第3条 機構に、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

- (1) 事業推進部門
- (2) アドミッション部門
- (3) 教学IR部門
- (4) イノベーション人材育成部門

2 前項第1号から第4号の組織に、部門長を置く。

（機構の業務）

第4条 機構は、教育に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育方針の策定に関する事
- (2) カリキュラムの質管理に関する事
- (3) 入試改革・高大接続に関する事
- (4) 本学教員の教育能力開発に関する事
- (5) 教学データの収集及び分析に関する事
- (6) 教育関係補助金の獲得に関する事
- (7) メディア教育に関する事
- (8) 臨床スキル教育に関する事
- (9) グローバル教育推進に関する事
- (10) イノベーション人材育成に関する事
- (11) 政策の提言に関する事

2 前項第9号の業務については、組織運営規程第14条の5に規定する統合国際機構と連携して行う。

(機構長)

第5条 組織運営規程第14条の2の2第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

3 副機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、当該副機構長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

(教職員)

第7条 機構に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

(教育戦略会議)

第8条 機構に、教育戦略会議を置く。

2 教育戦略会議は、第4条に掲げる業務を遂行するため、大学の教育に関する構想・戦略、学長から指示のあった事項及び部局から検討依頼のあった事項を審議する。

(教育戦略会議の組織)

第9条 教育戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 学長が指名する副学長

(3) 副機構長

(4) 学長が指名する副理事

(5) その他学長が指名する者

2 前項第5号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第10条 前条第1項第5号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第5号の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 前条第1項第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第11条 教育戦略会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、教育戦略会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第12条 教育戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 教育戦略会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 教育戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(統合教育機構運営委員会)

第14条 機構に、統合教育機構運営委員会を置く。

2 統合教育機構運営委員会は、第4条に掲げる業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の採用に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 第3条第1項各号に定める部門の運営に関するもののうち、特に重要な事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(構成員)

第15条 統合教育機構運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 第3条第1項各号に定める部門の長
- (4) 統合教育機構事務部長
- (5) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員は、統合教育機構運営委員会の議を経て、機構長が委嘱する。

(委員長)

第16条 統合教育機構運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、統合教育機構運営委員会を招集し、これを主宰する。

(議事)

第17条 統合教育機構運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 統合教育機構運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第18条 統合教育機構運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(人事評価委員会)

第19条 機構にかかる教員個人評価、教員の任期及び業績審査に関する審議を行うため、統合教育機構人事評価委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第20条 機構に関する事務は、統合教育機構事務部で処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、教育戦略会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月28日から施行し、平成28年3月1日より適用する。
- 2 この規則施行の際の機構の教職員については、第14条の規定にかかわらず、学長が選考する。
- 3 第15条の規定については、平成28年3月31日までの間、「統合教育機構事務部」を「学務部学務企画課」と読み替えることとする。
- 4 次に掲げる規則等は、平成28年4月1日に廃止する。
 - (1) 国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則（平成20年規則第13号）
 - (2) 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター規則（平成16年規則第141号）
 - (3) 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学融合教育支援センター規則（平成22年規則第12号）
- 5 この規則の施行後に第9条第2項により委嘱された委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月31日規則第31号）

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第39号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日規則第70号）

この規則は、令和3年5月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。